

普及指導員養成講習会
審判員認定講習会
シャトル競技審判員養成講習会
(3月開催用)

講習会開催責任者 殿

社団法人日本トランポリン協会
事務局 登録委員会

講習会開催ご苦労さまです。

講習会終了後の登録について下記の点を受講者に説明をし、間違いがないように登録をお願いしてください。また、登録確認の為、担当部(JTA普及部・JTA競技部)に報告する受講者名簿を下記、登録事務所に同じ物をFAX、または郵送してください。

(終了後1週間以内に到着するようにお願い致します)

もし、受講者名簿が無く、受講者が登録されてきた場合は、資格確認ができない為、登録できなくなります。ご協力よろしくお願い致します。

初めて日本協会の資格を取得される方。

払込取扱票に必要項目を記入しお近くの郵便局より払い込みしてください。払込手数料は無料です。新年度登録と同じ登録作業になりますので7月に会員証と要覧・広報が所管の都道府県協会より配布されます。翌年度からの登録については所管する都道府県協会より登録届が郵送されますので引き続きよろしくお願い致します。年間登録料は5,000円になります。

他の資格の保持者及び役員登録されている方。

新年度の登録と同じ扱いになります。貴殿の新年度の登録届は既に登録事務所から所管の都道府県協会に送付されています。払込取扱票に必要項目を記入しお近くの郵便局より払い込みをして結構です、その場合は他の資格も記入し今回の資格のみの登録でなく、全ての資格の登録も行ってください。登録料も全ての資格分を払い込んでください。加盟団体から配布される新年度の払込用紙は破棄してください。会員番号は必ず記入してください。

登録料

全資格数(役員、コーチ、指導員、審判員、シャトル競技審判員)から1を引いた数×1000円と会員登録料5000円です。(体操協会への登録も行う場合は3000円を加算します。)

(例)審判員資格を保持、今回指導員資格を取得された方は6000円

また、指導員・審判員の資格をお持ちの方で今回上級資格へ移行される方は1,000円を上級資格移行料として加算してください。

登録は講習会受講後、1週間以内に行なってください。但し審判講習会の場合は合格通知が到着後1週間以内に行なってください。登録料に間違いがある場合は登録事務所より連絡させていただきますが過不足分についての手数料は登録者負担になりますので注意してください。

名簿送付先

〒999-3158 山形県上山市新町 1-8-21

社団法人日本トランポリン協会事務局登録委員会

Fax 023-673-2045